

鷹栖町職員の懲戒処分について

下記の事案につきまして、地方公務員法第 29 条の規定による職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせいたします。

記

1 被処分者

係長職 30 歳代 男性

2 処分内容

戒告

3 事案の概要

町内福祉事業所からの依頼による特定健診業務における名簿調整時に当該事業所と関係のない町民 2,125 人の情報(氏名、性別、生年月日、郵便番号、住所)を記載したまま、返信したもの。

4 処分日

令和 8 年 6 月 22 日 (月)

5 町長コメント

このたび、町民の個人情報の流出という不祥事により、町民の皆さまの信頼を大きく損ねたことについて、深くお詫び申し上げます。今後、全職員一丸となり情報の取り扱い管理強化の取り組みを継続的に行い、町民の皆さまの信頼回復に努めてまいります。

担当：総務課

電話 87-2111 (内線 111)